



原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国

証拠説明書

2015（平成27）年12月2日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

甲	標目	原本・写 しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
1	行政文書開示 請求書	原本 7	H27.4.30	原告	原告が、平成27年4月30 日付けで、外務大臣に対し、 情報公開法に基づき、請求	

					文書①及び請求文書②の開示を請求したこと。
2	「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」	原本	H27.6.30	被告	外務大臣が、請求文書①及び請求文書②について、全部不開示と決定し、その旨通知したこと。
3	情報公開・個人情報保護審査会答申(平成18年度(行情)371号)	写	H20.1.22	情報公開・個人情報保護審査会	1. 日米合同委員会では、意見交換や協議の内容及びそれが記録された文書を、日米双方の合意がない限り公表しないことを日米間で合意しているとされていること。 2. その理由として、日米合同委員会では、忌憚のない協議や意見交換を行っており、これによって、米軍をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっているからであると説明されていること。
4	情報公開・個人情報保護審査会答申(平成19	写	H20.1.22	同上	日米合同委員会議事録に係るインデックスが記載された3文書につき、そのすべ

	<p>年度(行情) 372号、同 373号、及び同 394号)</p>			<p>てを不開示とした決定は妥当であるとした左記答申において、処分庁が提示した文書として請求文書①に言及されており、少なくとも2008(平成20)年頃において請求文書①が存在していたこと。</p>
--	-------------------------------------	--	--	--